

(2)

区内全小学校における 指定外就学基準の拡大（距離）

～より近くの小学校への入学を希望できる機会を提供します～

【制度導入にあたって】

- ◆ 当制度は、通学区域に課題を抱える当区の特に小学校低学年児童で高いニーズに応えるため、現在の校区的なつながりを保ちつつ、遠くの学校まで通学の方がより近くの学校への入学を希望（申立）できる機会を提供することを目的にしています。
- ◆ 中学校においては、生徒自らで一定水準の安全確保が可能であるとの判断により、当制度の対象としない判断を行いました。

【実施時期】

平成 27 年 4 月から（入学時のみ）

【希望できる方】

区内小学校に入学する方（全校区）

【適用条件】

自宅玄関から住所地により指定される通学区域校*³の正門までの直線距離が概ね 400m 以上あり、通学区域校よりも近くに別の学校がある場合（ただし、区内に限ります）

400m 算定の考え方は、低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度 80m（毎分）の 2/3 程度と想定し、通学に概ね 10 分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね 400m と規定。

標準歩行速度は「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」から引用。

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。（希望は第 1 希望のみ可能）
- ❗ 各学校で設定される受入可能人数*⁴を超える希望があった場合は、公開抽選で就学者を決定します。
- ❗ 抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校*³に就学していただきます。（通学区域校には必ず就学できます。）
- ❗ 自転車通学はできません。
- ❗ 障がいのあるお子さんの通学など安全に特に配慮を要する等の場合は、1 月頃に送付する就学通知書が届いてから、区役所窓口サービス課（就学事務担当）にご相談ください。

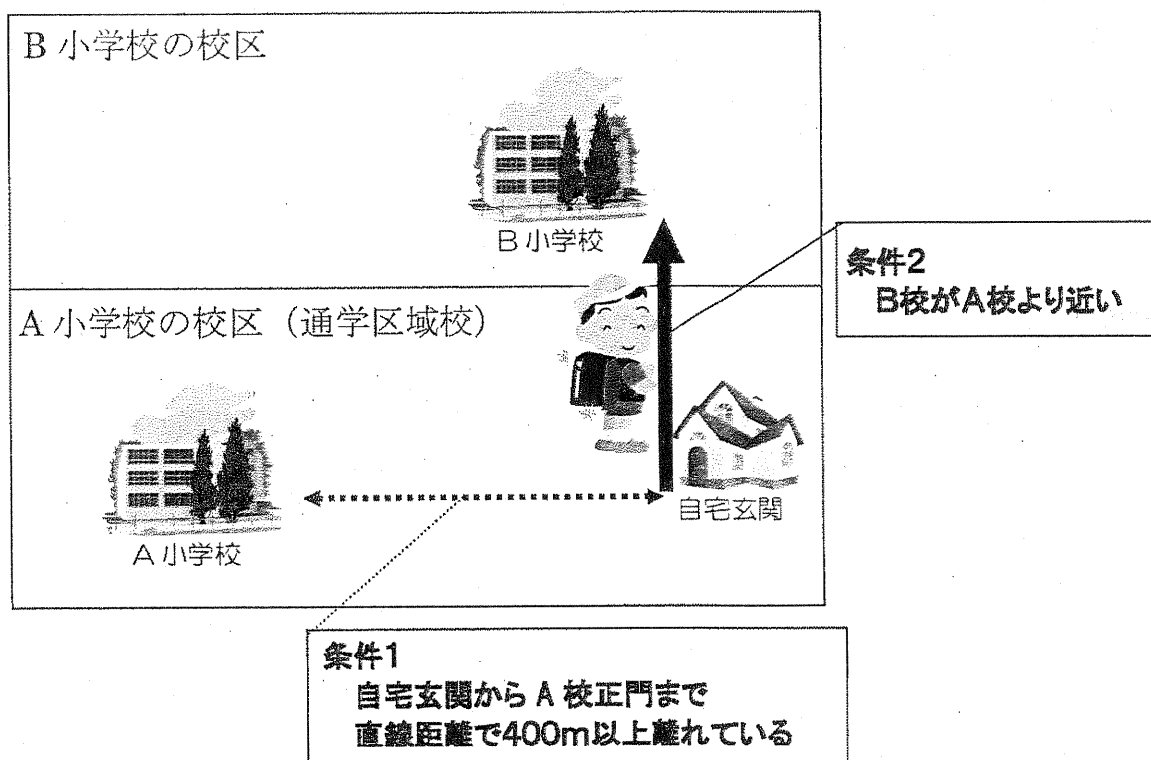
【参考】併せてご確認ください。

- ・資料 4 学校選択制・指定外就学基準の適用による学校決定までの流れ（例）
- ・資料 5 指定外就学要件一覧
- ・資料 6 通学区域（概況）
- ・資料 7 小学校及び中学校通学区域（現況）

*³ 「通学区域校」規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。

*⁴ 「受入可能人数」学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定します。

図3 指定外就学基準の拡大（距離）の制度概要



よくある質問とその回答（3）

Q1. 当要件を適用して通学区域校ではない小学校に通学した場合、中学校へ進学する際にはどこが進学先になるのか？

住所地により指定される（本来の）通学区域校である小学校の進学先の中学校になります。その中学校が、現在通学している小学校の進学先と異なる場合は、学校選択制や指定外就学基準を適用して、別の中学校を希望することは可能です。その場合も、各学校で設定される受入れ可能枠を超えた希望があった場合は、希望者の中で抽選となります。

「全市統一の指定外就学基準」の適用を受けている場合は、引き続き同基準を適用して進学先を変更できる場合があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q2. 外国籍だが制度は利用できるのか？

生野区に住民登録がある方であればどなたでも指定外就学基準や学校選択制の適用対象となります。外国籍住民の方は、小学校に入学予定の前年度の9月頃に送付する「入学申請書」を区役所にご提出いただく必要があります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。